

税の申告はできるだけ郵送でお早めに 申告期限は3月15日(水)

詳細はこちら



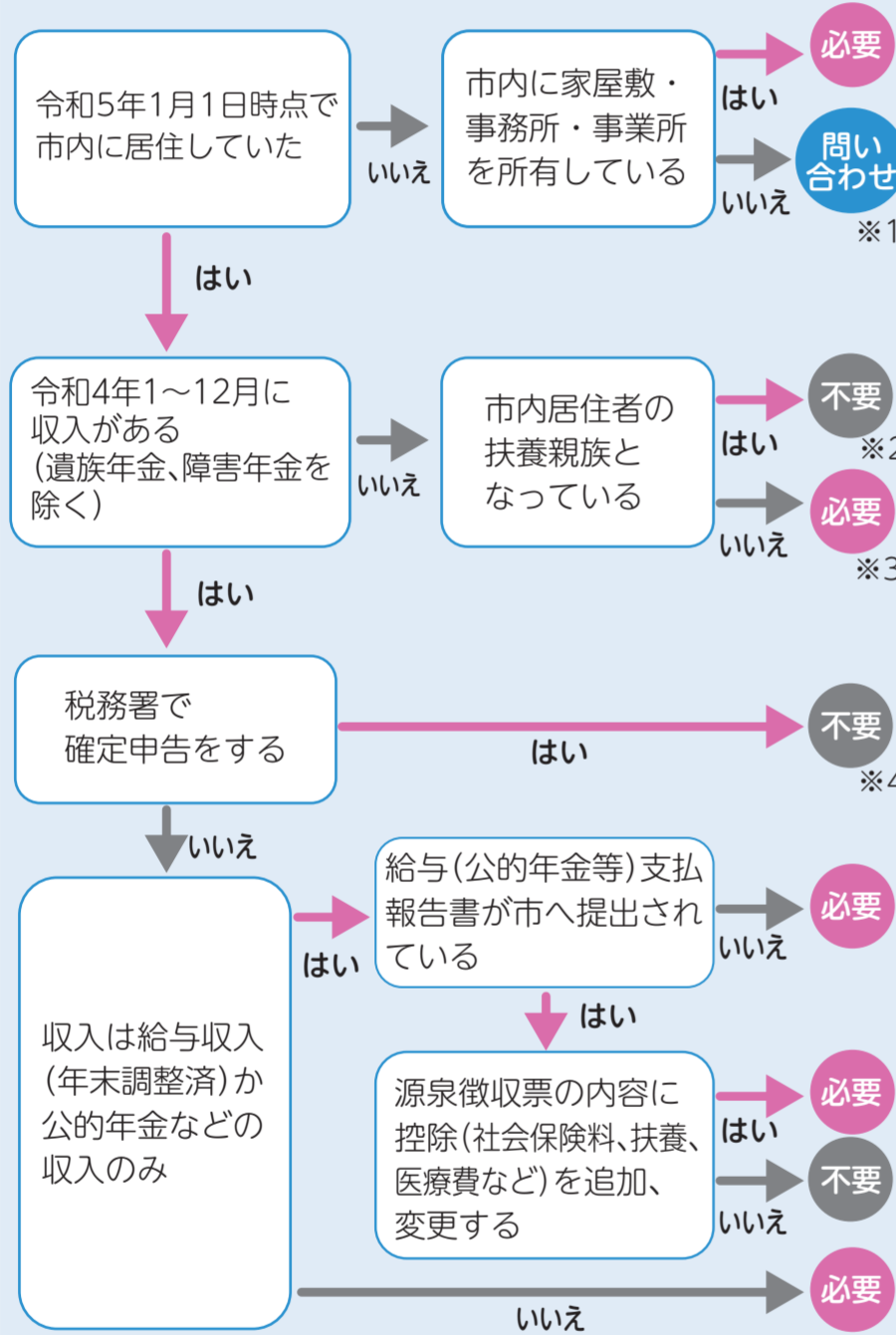
市・都民税の申告は市役所市民税課へ

☎市民税課 ☎481-7193~7



1 市・都民税 申告が必要かチェック

このフロー図は一般的な例です。当てはまらない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



- ※1 令和5年1月1日時点で居住していた市区町村に問い合わせ
- ※2 申告しない場合でも被扶養者として非課税証明書の発行が可能(合計所得欄が0円である記載が必要な場合は要申告)
- ※3 収入が遺族年金・障害年金のみで、過去にその内容を申告し、現状に変更がない方は申告不要
- ※4 上場株式などの配当所得や譲渡所得について、「申告不要」と選択できない場合、または一部のみ所得税と異なる課税方式を選択する場合は要申告(当該年度の納税通知書が届く日までに、その旨を記載した市・都民税申告書を市役所へ要提出)

税理士記念日の無料相談会
 日 2月22日(水)午前9時~午後3時
 場 多摩信用金庫市内各支店、西武信用金庫栗山駅前支店、東京三協信用金庫調布支店
 内 所得・贈与・相続税の相談 各支店申し込み順5人
 場 東京税理士会武蔵府中支部 ☎042-319-2825

2 申告に必要なもの

対象者	提出書類
全 員	●本人確認書類(運転免許証など) ●マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードや通知カードなど) ●市・都民税申告書(2月13日間に発送予定)
給与・公的年金などの収入がある方	源泉徴収票、給与明細書など
その他の収入がある方	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など
社会保険料控除を受ける方	国民年金の領収書など
生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	控除証明書
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書欄に記入または別途作成した明細書を添付
障害者控除を受ける方	障害者手帳またはそれを証明できるもの
日本国外に居住する親族が配偶者控除・扶養控除を受ける方	親族関係書類と送金関係書類
寄附金税額控除を受ける方	寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など
その他控除を受ける方	その控除に該当することを証明する書類

各種控除を受ける際の注意点

- 同居特別障害者※1または同居老親等扶養親族※2の控除を申告する方
市・都民税申告書の「配偶者(特別)控除・同一生計配偶者」[扶養控除]欄の全てに記入してください。
※1 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者かつ、申告者や申告者の配偶者もしくは申告者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方
※2 老人扶養親族のうち、申告者や申告者の配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)であり、かつ申告者が申告者の配偶者と同居している方
- 寡婦控除・ひとり親控除を申告する方
市・都民税申告書の「申告者本人欄」の「寡婦控除」[ひとり親控除]欄を漏れなく記入してください。寡婦控除の申告では、「申告者本人欄」の「死別」「離別」など、書き漏れが多いため確認してください。

市のシステムで市・都民税申告書を作成できます

市の住民税額のシミュレーションシステムに所得や控除額を入力することで、市・都民税額やふるさと納税限度額の試算、市・都民税の申告書を作成できます。
 郵送で申告する際は、作成した申告書(両面印刷)に、入力に使用した資料や本人確認書類の写しを添えて提出してください(Eメールでの申告不可)。



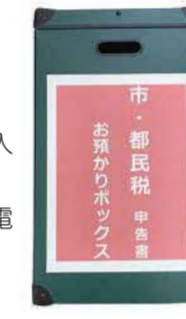
注意 医療費控除(セルフメディケーション税制含む)の明細書の添付が義務化

令和3年度(令和2年分)から、医療費控除、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書の提出が必要となり、領収書の添付が不要になりました。領収書では、医療費控除の適用は受けられません。必ず明細書を作成してください。
 ※医療費控除のみ、医療保険者から交付を受けた医療費通知を明細書として添付可。ただし、ほかの診療分を加えて申告する場合は別途明細書を作成し、「別紙(医療費通知を明細書)と合算で、合計〇〇円」と記入

3 申告の方法

①郵送で申告
 申告書に必要事項を記入し、所得や控除を証明できる書類を添えて、〒182-8511 市役所市民税課へ。

②お預かりボックスに投函
 作成済みの市・都民税申告書をお預かりボックス(市民ロビー(市役所2階))に投函してください。



- ※①②で申告する場合の注意点
- 申告書受付書の返送を希望する場合、返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付)を同封
 - 不明な点を後日確認する必要があるため、日中連絡のとれる電話番号を明記
 - 添付書類は原則返却不可。原本が必要な方は写しを添付

③窓口で申告

会場	日程	時間
市民税課(市役所3階)	2月15日(水)まで(平日のみ)	午前8時30分~午後5時15分
市民ロビー(市役所2階)	2月16日(木)~3月15日(水)(平日のみ) ※例年、最初と最後の週が混雑します 2月26日(日)	午前9時~午後4時 午前9時~午後1時

収入が公的年金のみの方は追加する所得控除の確認を

年金収入が400万円以下の方で所得税の確定申告が不要な場合でも、市・都民税申告により税額が変わる場合があります。年金支払者(日本年金機構など)から届く「公的年金等の源泉徴収票」を基に申告してください。
 ※非課税の方や所得税の確定申告をする場合は、市・都民税の申告は不要

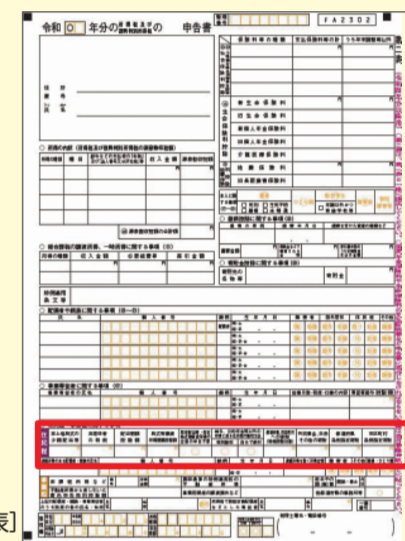
※年金支払者により様式が異なる

寄附 市・都民税(住民税)の寄附金税額控除

令和4年1~12月に行った寄附
 ふるさと納税の寄附先団体が5団体以内で、ふるさと納税ワンストップ特別制度を利用した方は、確定申告や市・都民税申告は不要

所得税の確定申告をする方の手続き

3月15日(水)までに、確定申告書に受領証などを添えて武蔵府中税務署で手続きをしてください。
 ※確定申告書には所得税の寄附金控除に関する項目に加えて、申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」の該当区分の欄に寄附金額を必ず記載

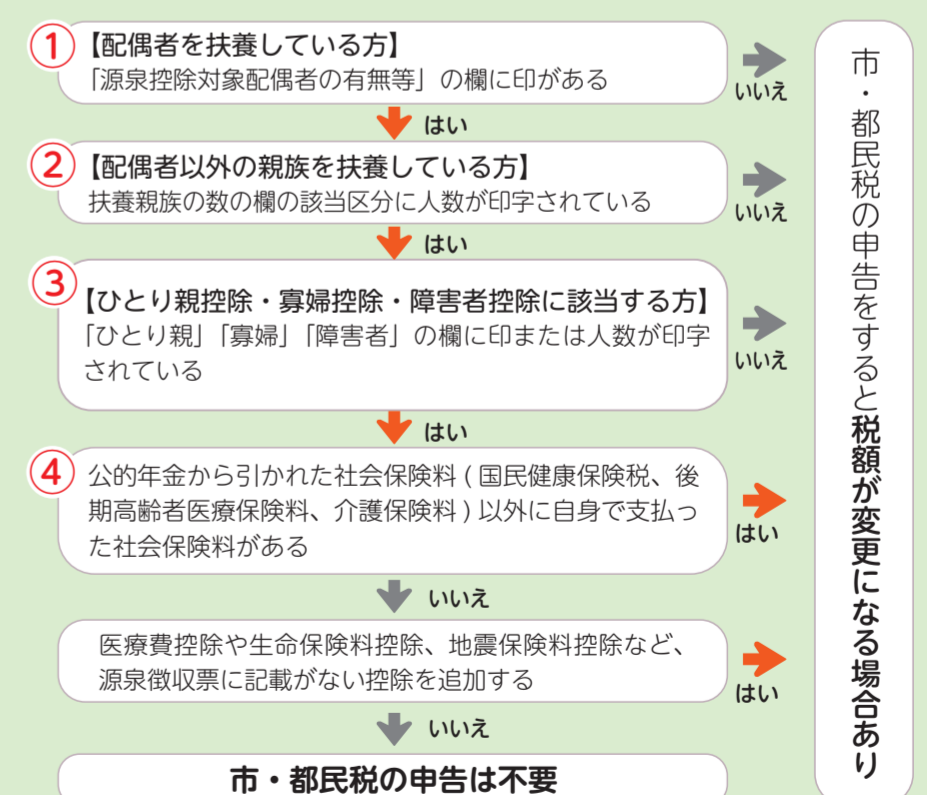


寄附をした方は税の申告を

[確定申告書第二表]

所得税の確定申告をしない方の手続き

令和5年1月1日時点にお住まいの市区町村で市・都民税(住民税)の申告をしてください。



市・都民税の申告をすると税額が変更になる場合あり

所得税の確定申告、介護保険料・利用料については10面へ